

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	病院局市立川崎病院看護部
職 位	職員
年 齢	31歳
性 別	女性
処 分 内 容	停職1月
処 分 理 由	当該職員は、友人に頼まれ、地方公務員法第38条の営利企業従事許可を受けることなく、東京都渋谷区にある社交飲食店の経営者として、令和5年2月22日に店舗設備リース契約を締結し、同年5月26日に食品衛生法の営業許可、同年7月21日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）の営業許可を受け、同店は同日から営業を開始した。 令和6年7月17日に当該社交飲食店の従業員が客引き行為を行い、風営適正化法違反として渋谷警察署に逮捕されたことに伴い、同年7月22日に当該職員が同署から事情聴取を受けたことにより、社交飲食店の経営者となっていることが判明した。 同年9月11日、当該職員は、東京区検察庁から、風営適正化法違反で略式起訴され、同日、東京簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けた。 これらのことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。
処分発令日	令和6年12月26日
処 分 者	川崎市病院事業管理者
備 考	当該職員は本日付けで依願退職

問合せ先
川崎市病院局総務部庶務課 迫田
電話 044-200-3834